

無形文化遺産保護条約エンブレムの取扱いについて

第3回締約国会議（平成22年6月）において、本エンブレムの取扱いに関する使用指針が決定した。実際に使用することができるのは、ユネスコ事務局において条約エンブレムの描画基準を策定し公表したときからである。

当該指針に関する概要は以下のとおり。

1. 条約エンブレムについて

- （1）条約エンブレムの意匠は以下のとおり。



（第2回締約国会議で決定：平成20年6月）

- （2）条約エンブレムは、ユネスコのロゴを必ず併記すること。両者はそれぞれ使用に係る指針に基づいて承認を得ること。



2. 使用权

条約の締約国会議、政府間委員会と事務局のみが事前の承認なしで条約エンブレムを使用することができる。

3. 承認

- （1）条約エンブレムの使用承認は締約国会議と政府間委員会の専権事項。特別な場合のみ事務局長に委任することができ、当該承認権は他の機関に付与できない。
- （2）後援・契約合意・提携・特別推進活動に関しては条約エンブレムの使用の承認権限は事務局長に与えられる。
- （3）承認決定基準は以下のとおり。
- ①条約の趣旨・目的に関連すること。
 - ②条約の諸原則に沿うこと。

4. 後援目的での使用に係る基準

- （1）興業・映画作品やその他の映像音響制作物・出版物・会議・会合・協議会・受賞・その他の国内向け行事・国際的行事・無形文化遺産を体現する作品等に対して、後援目的で条約エンブレムの使用を承認することができる。

(2) 後援目的での使用に係る手続きは以下の基準と条件に沿って事務局が定める。

①基準

- ・無形文化遺産の保護に現実的な影響力があり、条約の知名度を大きくあげる特別な活動であること。
- ・使用者及び使用に係る内容について十分な保証をもった信頼性があること。

②条件

- ・申請は、最短でも予定期間初日の3カ月前に事務局長に求めなければならない。
- ・国内活動の場合、後援目的での条約エンブレムの使用承認はその活動が行われる加盟国と必ず協議すること。
- ・条約エンブレムの使用によって条約の知名度が上がること。
- ・後援目的の条約エンブレムの使用は単発の活動にも定期開催の活動にも認められる。後者の場合は期間を定め、定期的に承認を更新しなければならない。

5. 商業利用と契約上の合意

- (1) 主に利潤のための条約エンブレムが付けられた商品の販売は、「商業利用」とみなされる。
- (2) 利潤が期待されるときは、事務局長はその収益の一定の歩合が無形文化遺産基金に入るように確保し、収入が基金に回るよう取決めを結ばなければならない。

6. 描画基準

条約エンブレムは、事務局が制定し条約ウェブサイトに掲載された詳細は描画基準に則って描かなければならない。改作は認めない。

7. その他

- (1) 条約エンブレムの使用を管理する責任当局の名称と住所を事務局に提出することが加盟国に求められる。
- (2) 国内での条約エンブレムの使用を求める者には指定された国内当局に相談することを奨励する。事務局は国内当局に承認事例の情報を提供する。
- (3) 条約エンブレムが未承認のまま国際的に利用されている場合、事務局長は訴訟を開始する責任がある。